

木曾岬町有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 町の財産のうち広告掲載が可能なもので、主管の長が定めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に、民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 主管の長 各課長（これに準ずる者を含む。）、事務局長その他これに類する職にある者をいう。

(広告媒体の選定等)

第3条 主管の長は、広告媒体として町の財産を活用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、個別に定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う財産の種類
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の予定価格及び選定方法
- (5) その他必要と認められる事項

(広告掲載の基準等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 当該広告事業の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他町長が広告として適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) 公営を除くギャンブルに関する業種
- (5) 投機の商品に関する業種
- (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (13) 本町の町税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者で町長が認められたもの

3 前 2 項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
（広告の募集方法等）

第 5 条 広告の募集は、町広報誌及び町ホームページ（以下「公募」という。）で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募以外の方法により広告の募集を行うことができる。

- (1) 前項による募集の結果、応募者数が募集した数に満たなかったとき。
- (2) 第 7 条の審査の結果、募集した数に満たなくなったとき。

（広告掲載の申込み）

第 6 条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、木曾岬町有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に、掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定方法）

第 7 条 前条による申込みがあった場合には、第 14 条に規定する木曾岬町広告審査委員会において審査し、掲載の可否を決定し、木曾岬町有料広告掲載決定通知書（様式第 2 号）又は木曾岬町有料広告非掲載決定通知書（様式第 3 号）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定において、審査で認められた広告の数が募集数を超えたときは、次の各号の順により決定するものとする。ただし、同順位であった場合は、第14条に規定する木曾岬町広告審査委員会において、委員長がくじで決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類する者の広告
- (2) 町内に事業所等を有する民間企業の広告
- (3) 町外に事業所等を有する民間企業その他町長が認める者の広告

(広告料の納入)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、別に定める広告料を納入しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸しをすることはできない。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載決定の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により町長が指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載の決定の取消しに伴う損害については、町長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

3 町長は、第1項の規定による広告掲載の決定の取消しを行った場合には、木曾岬町有料広告掲載取消通知書（様式第4号）により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ等)

第12条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告料の還付)

第13条 広告料は、原則として還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告料には、利息を付さない。

(木曾岬町広告審査委員会)

第14条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、木曾岬町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、副町長、会計管理者、総務政策課長、危機管理課長、教育課長をもって充てる。
- 3 審査会に、委員長及び副委員長を置くものとする。
- 4 委員長には副町長を、副委員長には会計管理者をもって充てる。
- 5 委員長は、第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する主管の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
(会議)

第15条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が召集する。

- (1) 審議事項にかかる案件を有する主管の長から会議の開催依頼があったとき。
 - (2) 広告掲載に関して疑義が生じた場合等において、委員長が必要と認めたとき。
- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
 - 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
 - 4 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体及び審査する内容に関連する主管の長及び関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第16条 審査会の庶務は、危機管理課において処理する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

木曾岬町有料広告掲載申込書

木曾岬町長 様

申込者 住所（所在地）
名称
代表者職氏名
電話番号

印

木曾岬町有料広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

掲載対象 (資産等の種類)	①ホームページバナー ②自主運行バス（車内・車外） ③その他（ ）
掲載を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日
広告の内容	
リンク先	(掲載種別がホームページバナーの場合は記入すること。)
その他	1 町の広告関連規定を遵守します。 2 町税の滞納はありません。 3 町が町税納付状況調査を行うことに同意します。

1 連絡先

- ・担当者氏名 _____
- ・電話番号及びFAX番号
電話番号 () _____ FAX () _____

2 添付書類

- ・掲載広告原稿

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長 印

木曾岬町有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載等について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

記

1 掲載対象

2 広告掲載期間 年 月 日～ 年 月 日

3 広告掲載料 円

4 納付期限 年 月 日

5 その他

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長 印

木曾岬町有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載等について、下記のとおり掲載できないことに決定しましたので、通知します。

記

1 申込広告の内容

2 非掲載の理由

3 その他

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

木曾岬町長 印

木曾岬町有料広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 申込広告の内容

2 決定を取り消す理由

3 その他

木曾岬町有料広告掲載要綱に基づく掲載物の広告料表

木曾岬町有料広告掲載要綱に基づく掲載物の広告料を、次表のとおり定める。

掲載対象 (資産の種類)	掲載方法	サイズ等	掲載料 (1ヶ月あたり)
ホームページ	バナー	・ 12枠 ・ 縦62×横152ピクセル ・ GIF、JPEG、PNG形式 ・ 10KB以下	1枠5,000円
自主運行バス (車内)	紙媒体	・ 8枠・B4サイズ横	1枠3,000円 (3台分)
自主運行バス (車外)	マグネットシート (小：1枠分)	・ 車外全体で5枠 ・ 縦35cm×横70cm	10,000円 (3台分)
	マグネットシート (中：2枠分)	・ 車外全体で5枠 ・ 縦35cm×横150cm	15,000円 (3台分)
	マグネットシート (大：3枠分)	・ 車外全体で5枠 ・ 縦35cm×横240cm	20,000円 (3台分)
デジタルサイネージ (庁舎1F)	映像	・ 720秒/日 ①15秒×6回/h×8時間 ②30秒×3回/h×8時間 ③90秒×1回/h×8時間	10,000円
町広報誌	広報きそさき	・ 縦50mm×横170mm (1枠を2分の1として掲載可能)	3,000円 (2分の1の場合 1,500円)

※掲載する広告は、広告主において作成するものとする。

※広告物掲載は、1ヶ月単位で掲載できるものとする。期間が1ヶ月に満たない場合でも1ヶ月と見なす。

※自主運行バスへの広告物掲載については、上記料金にて通常運行する車両3台に掲載する。なお、掲載場所は3台とも同一箇所とする。

※公的機関による行事や啓発に係る広告は、上記料金表によらず無料とすることができる。